地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年10月1日

京都地方税機構 広域連合長 中山 泰

- 1 入札に付する事項
 - (1) 機器賃借等に係る物品の名称及び数量 総合行政ネットワーク接続ルータの機器賃借等 一式
 - (2) 業務の仕様等 別添業務仕様書のとおり
 - (3) 契約期間 契約日から平成30年11月30日(土)
 - (4) 納入場所 業務仕様書に指示する場所
- 2 契約条項等を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、業務仕様書等の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府庁旧本館2階京都地方税機構事務局業務課課税企画担当 電話番号 (075)414-4499/ファックス (075)411-1551

(2) 業務仕様書等の交付期間

公告日から平成25年10月10日(木)まで

2の(1)の場所においては、交付期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に交付を受けること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 京都府又は府内市町村における地方税、消費税又は地方消費税を滞 納している者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第 167条の4の規定に該当する者
 - ウ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式) (以下「申請書」という。)の提出期間の初日が属する年の10月1日 をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有

しない者

- エ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 総合行政ネットワーク接続ルータの機器賃借業務を行った実績を有 する者で、機構が実施する総合行政ネットワーク接続ルータの機器賃 借等業務を確実に履行することができると認められる者以外の者
- カ 契約の履行後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを機構 の求めに応じて速やかに提供できると認められない者
- キ 基本契約書に規定する「個人情報の取扱い」を遵守できると認められない者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) に該当するほか、次のいずれかに該当する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - (ア)法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ)法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与 する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関 与している者
 - (オ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用 している者
 - (キ)暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入れて参加しようとする者
- ケ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び 福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後 2年間を経過しない者を含む。)
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都地方税機構、京都府又は府内市町村の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 4 入札参加資格の審査手続等

入札に参加を希望する者は、申請書及び確認資料を提出し、参加資格の 有無について審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等
 - ア 交付期間

公告日から平成25年10月15日(火)まで

- イ 交付場所 2の(1)に同じ。
- ウ 交付方法

2の(1)の場所においては、交付期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

- (2) 申請書の提出期間等
 - ア 提出期間

4の(1)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出場所に持参するほか、郵送で提出する場合は提出期間内に必着するよう書留郵便により送付すること。

- 工 添付資料
 - (ア)法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあっては その者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
 - (イ)府税納税義務者にあっては府税納税証明書(別記第2号様式)
 - (ウ)消費税及び地方消費税納税証明書
 - (工)営業経歴書(別記第3号様式)
 - (オ)法人にあっては2営業年度分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書)、個人にあっては2年分の所得税の確定申告書の写し
 - (カ)取引使用印鑑届(別記第4号様式)
 - (キ)権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別記第5号様式)及び受任者の身分証明書
 - (ク)総合行政ネットワーク接続ルータの機器賃借業務を行った実績 があることを証する書類(別記第6号様式)
- オ 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格確認の適正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(3) 資格確認結果の通知等

参加資格を有すると認定した者を規則第108条第2項に規定する名簿に登載するとともに、資格確認の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

(4) 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から2年間とする。

(5) 変更届

申請書を提出した者(4の(3)の名簿へ登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第8号様式)により当該変更に係る事項を広域連合長に届け出なければならない。

ア 商号又は名称

- イ 営業所の名称又は所在地
- ウ 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- エ 個人にあっては、氏名
- (6) 参加資格の承継
 - ア 参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者(3の(1)のア又はイに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると広域連合長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - (ア)個人が死亡したとき その相続人
 - (イ)個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったとき その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の 親族
 - (ウ)個人が法人を設立したとき その法人
 - (エ)法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって 設立する法人
 - (オ)法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって 設立する法人
 - イ 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札 参加資格承継審査申請書(別記第9号様式。以下「資格承継審査申請 書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他広域連合 長が必要と認める書類を広域連合長に提出しなければならない。
 - ウ 広域連合長は、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書(別記 第10号様式)により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。
- (7) 参加資格の取消し
 - ア 広域連合長は、参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至った ときは、その資格を取り消す。
 - イ 広域連合長は、参加資格を有する者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の各号の一に該当するに至ったときも、また同様とする。
 - (ア)契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - (イ)競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格 の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行すること を妨げた者
 - (エ)地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ)正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ)前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した

者

- ウ 広域連合長は、第1項又は前項の規定により参加資格を取り消した ときは、一般競争入札参加資格取消通知書(別記第11号様式)によ り、その者に通知するものとする。
- 5 入札手続等
 - (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日 時 平成25年10月22日(火) 午後2時
 - イ 場 所 京都地方税機構事務局会議室(京都府庁 旧本館2階)
 - (2) 入札方法
 - ア 入札書は持参又は郵送するものとし、伝送による入札は認めない。
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入 札者の指名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該 代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者 の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくて はならない。
 - ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「総合行政ネットワーク接続ルータの機器賃借等入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。
 - エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、 原則として入札を執行する。
 - オ 入札回数は2回までとする。ただし、郵送による入札の参加があった場合において、当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかった場合にあっては、再度入札は別途期日を定めて行うものとする。
 - カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
 - キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
 - ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、 入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。
 - (3) 郵送による入札方法
 - ア 受領期限 平成25年10月21日(月)必着
 - イ 提 出 先 2の(1)に同じ。
 - ウその他
 - (ア)郵便の種類は書留郵便とする。
 - (イ)封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「平成25年10月22日開札(総合行政ネットワーク接続ルータの機器賃借等)入札書在中」と朱書きするとともに、確認結果通知書又はその写しを同封し、京都地方税機構事務局業務課あての親展とする。
 - (ウ)入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
 - (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該 訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (5) 入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをする ことができない。
- (6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 入札者は、本公告内容及び業務仕様書、契約書案その他の書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

- ア 開札は、5の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員 以外の者は入場することはできない。
- (10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便による入札であって、再度入札書を送付したものを除き、 開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度 入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した、入札に参加する者に必要な資格を有しない者のし た入札
- イ 確認申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札 書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。) をした者の入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をし た者の入札

- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入 札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (12) 落札者の決定方法
 - ア 京都地方税機構会計規則(平成21年京都地方税機構規則第10号。 以下「規則」という。)第112条の予定価格の制限の範囲内で最低の 価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、 直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものと する。この場合において、当該入札をした者のうち、開札に立ち会 わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会 職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないとき は、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- 6 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 入札保証金 免除
- 8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、又は支払保証をした小切手並びに銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第127条第2項第3号の規定に該当する場合は免除とする。

10 契約書の作成の要否

要(別紙契約書案により作成するものとする。)

11 業務仕様書に係る質問について

業務仕様書に係る質問がある場合には、別添により質問書を提出すること。質問内容への回答は取りまとめて公表するが、その内容は業務仕様書の一部として入札条件とする。

12 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

- (3) 業務仕様書、契約書案、回答書等の書類は、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。